

第5号議案

出力維持等の考慮が必要な電源等の新規承認について

(案)

送配電等業務指針第209条第1項の規定に基づき、事業者から別紙1により新たに申請のあった出力維持等の考慮が必要な電源等について、業務規程第144条第1項の規定に基づいて審査した結果、別紙2により審査基準に適合することを認め、業務規程第144条第2項の規定に基づき、承認の結果を別紙3により通知するとともに、別紙4により公表する。

以上

【添付資料】

- 別紙1：申請書（出力維持等の考慮が必要な電源等の承認等申請書）（非公表）
- 別紙2：出力維持等が必要な電源等の承認審査と承認の結果の公表について(案)
（非公表）
- 別紙3：通知文（出力維持等の考慮が必要な電源等の新規承認申請に係わる
審査結果の通知について）（非公表）
- 別紙4：ウェブサイト公表文（出力維持等の考慮が必要な電源等の新規承認
について）

別紙1～別紙3については、業務規程第5条第2項第2号の「特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの」に該当するため、非公表とする。

出力維持等の考慮が必要な電源等の新規承認について

当機関は、2020 年 2 月 3 日に、送配電等業務指針第 209 条の規定に基づいて、事業者※から新たに申請のあった出力維持等の考慮が必要な電源等を、業務規程第 144 条第 1 項の規定に基づいて審査した結果、2020 年 3 月 11 日付けで承認電源等として認めたとともに、業務規程第 144 条第 2 項の規定に基づいて、承認の結果を公表します。

※ 前日スポット取引において出力維持等を考慮した約定の対象として取り扱うべき電源又は契約(これに代わる計画等を含み、以下「電源等」という。)を有する託送供給契約者、発電契約者又は一般送配電事業者たる会員。

承認の対象となる電源等

今回の事業者からの申請は、業務規程第 144 条の 2 の第 1~5 号に規定する以下の電源等のうち、第 4 号が該当します。

1. 長期固定電源(原子力、水力(揚水式を除く。))又は地熱)
2. 運転中の発電機出力が連系線の運用容量に影響を与える電源制限装置を有する電源
3. 電気の受給契約(上記 1. 及び 2. の電源に係る電気を含むものに限る。)又は当該受給契約に代わる同一事業者内の計画等
4. **電気事業法第 24 条第 1 項に定める供給区域外に設置する電線路による託送供給に係る一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約**
5. 流通設備の作業停止に伴い一般送配電事業者たる会員の間で行われる電力の運用に係る契約

承認審査項目

当機関は、以下の項目について審査しました。

- 前日スポット取引に売り入札する電源等であること
- 出力維持等が必要な電源等であること
- 電気事業法第 24 条第 1 項に定める系統運用電力に係る契約であること

承認審査の結果

審査結果

承認審査項目の全てに適合することを認めたため、業務規程第 144 条の 2 第 4 号の電源等として承認いたします。

承認期間

2020 年 4 月 1 日(水曜日)～2021 年 3 月 31 日(水曜日)

その他

申請は随時受け付けます。

関連リンク:[間接オークション導入に向けて出力維持等の考慮が必要な電源等の申請について](#)(2018 年 5 月 9 日公表)

関連リンク:[前日スポット取引において出力維持等の考慮が必要な電源等の承認結果について](#)(2018 年 9 月 5 日公表)

関連リンク:[承認電源等の定期審査の結果について](#)(2019 年 3 月 20 日公表)

お問い合わせ

本件に関し、ご不明な点がございましたら、下記のお問合せ窓口までご連絡をお願いします。

電力広域的運営推進機関 運用部 承認電源等問合せ窓口

電子メール: a-contract@occto.or.jp